

公益財団法人大分県建設技術センター役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人大分県建設技術センター(以下「この法人」という。)の定款第15条及び第31条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第13条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、期末手当その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬月額、別表1の範囲内で理事会で決定する。
- 3 非常勤役員及び評議員の報酬は、別表2とする。

(報酬の支給)

第4条 報酬の支給時期、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員給与に関する規程(以下「給与規程」という。)に準じる。

(期末手当の支給)

第5条 期末手当の支給額は、報酬月額と報酬月額に100分の30を乗じて得た額に、職員の例により期末手当の支給割合を乗じて得た額とし、支給時期、支給方法に関する

詳細は、別に定める給与規程に準じる。

(費用弁償)

第 6 条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(旅費の支給)

第 7 条 旅費の支給日、支給方法並びに支給額等に関する詳細は、別に定める職員を対象とする旅費規程に準じる。

(通勤手当の支給)

第 8 条 通勤手当の支給日、支給方法並びに支給額等に関する詳細は、別に定める給与規程に準じる。

(県派遣役員の取扱い)

第 9 条 第 3 条から第 8 条までの規定にかかわらず、大分県からセンターに派遣され、センターの理事に就任することとなった役員の報酬の額等及びその取扱いについては、センターが派遣元の大分県と締結した職員の派遣に関する協定によるものとする。

(公表)

第 10 条 この法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 2 項に基づいて報酬等の支給の基準を公表するものとする。

(改正)

第 11 条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

この規程は、平成 25 年 6 月 11 日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表1(常勤役員の報酬月額)

役 職 名		報 酬 月 額
役 員	理事長	450,000円以内
	専務理事	400,000円以内

※第8条の通勤手当は除く。

別表2(非常勤役員及び評議員の報酬)

役職名	職務内容	金 額	備 考
評議員	評議員会に出席の都度	10,000 円／1回	
理 事	理事会に出席の都度	10,000 円／1回	
監 事	理事会、評議員会に出席の都度	10,000 円／1回	
同	監査の都度(会計士・税理士)	50,000 円／1日	
同	監査の都度(会計士・税理士以外)	10,000 円／1回	

※ただし、県職員の身分を有する評議員及び非常勤役員は、報酬を支給しない。